

★平成30年10月改訂版 実務家のための 相続税ハンドブック 正誤表

	誤	正	更新日
P224	3. 適用手続 (1)適用を受ける場合 ②相続時精算課税選択届出書の添付書類	に下記を追記 (iii)平成7年1月2日以前生まれで、平成28年1月1日以後に贈与を受ける場合 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)	2019年 3月7日

その他新たに誤表記が判明しました際には当社ホームページ内
(<http://www.control-sya.co.jp/naiyou.html>)に掲載させていただきますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。今後ともご指導のほどよろしくお願い致します。

株式会社コントロール社